

# 解体工事業追加に係る制度措置について (施行:平成28年6月1日)

---

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課

# 1. 建設業法改正について (経過措置を含む)

---

# ●建設業法等の一部を改正する法律（平成26年6月4日公布）

建設業法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）  
 ・浄化槽法・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

## 背景

- 近年の建設投資の大幅な減少による受注競争の激化により、ダンピング受注や下請企業へのしわ寄せが発生。 → 離職者の増加、若年入職者の減少等による将来の工事の担い手不足等が懸念
- 維持更新時代の到来に伴い解体工事等の施工実態に変化が発生。 → 維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保が急務

建設工事の適正な施工とその担い手の確保が喫緊の課題

## 概要

### ダンピング対策の強化と建設工事の担い手の確保

- ①ダンピング防止を公共工事の入札契約適正化の柱として追加【入契法】 → 見積能力のない業者が最低制限価格で入札するような事態を排除
- ②公共工事の入札の際の入札金額の内訳の提出を義務付け、発注者はそれを適切に確認【入契法】 → 談合の防止
- ③建設業者及びその団体による担い手確保・育成並びに国土交通大臣による支援の責務を明記【建設業法】 → 手抜き工事や下請へのしわ寄せを防止
- ④建設業者及びその団体による担い手確保・育成並びに国土交通大臣による支援の責務を明記【建設業法】 → 業界による自主的な取組を促進することにより、建設工事の担い手の確保・育成を推進

### 維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保

- ④建設業の許可に係る業種区分を約40年ぶりに見直し、解体工事業を新設【建設業法】 → 解体工事について、事故を防ぎ、工事の質を確保するため、必要な実務経験や資格のある技術者を配置
  - ⑤公共工事における施工体制台帳の作成・提出義務を小規模工事にも拡大（下請金額による下限を撤廃）【入契法】 → 維持修繕等の小規模工事も含め、施工体制の把握を徹底することにより、手抜き工事や不当な中間搾取を防止
  - ⑥建設業許可に係る暴力団排除条項を整備(※)するとともに、受注者が暴力団員等と判明した場合に公共発注者から許可行政庁への通報を義務付け【建設業法】【入契法】 → 建設業・公共工事からの暴力団排除を徹底
- ※許可が不要な浄化槽工事業・解体工事業の登録についても暴力団排除条項を整備【浄化槽法】【建設リサイクル法】

⑦その他、許可申請書の閲覧制度について個人情報を含む書類を除外する等、必要な改正を措置

(※)公共工事の品質確保の促進に関する法律

品確法(※)改正等の入札契約制度の改革と一体となって、  
 現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工とその担い手の確保を実現

## 経緯

- 4/4 参議院本会議可決（全会一致）
- 5/29 衆議院本会議可決（全会一致）
- 6/4 公布

## 施行日

- 公布の日（H26.6.4）に施行（③）
- H26.9.20に施行（①）
- H27.4.1に施行（②⑤⑥⑦）
- H28.6.1に施行予定（④）

施工能力を有する建設業者への発注  
 疎漏工事・公衆災害の防止  
 専門工事業の地位の安定、技術の向上

## 建設業法

### 業種ごとに建設業許可

### 技術者

建設業者

技術者

建設業者

技術者

小規模建設業者  
土木工事請負額  
500万円以下

#### 【許可の要件】

- ・技術力
- ・経営能力
- ・誠実性
- ・財産的基礎

#### 28業種(S46制定)

##### ● 総合2業種

- ・土木
- ・建築

##### ● 専門26業種

- ・大工
- ・左官
- ・とび・土工

業種に応じた技術者を  
営業所や現場に確保・配置

- 実務経験
- 資格(技術検定等)

解体の実務経験、資格を  
有する技術者の配置が必要

#### 現在の業種区分

土木工事業	タイル・れんが・ブロック工事業	内装仕上工事業
建築工事業	鋼構造物工事業	機械器具設置工事業
大工工事業	鉄筋工事業	熱絶縁工事業
左官工事業	ほ装工事業	電気通信工事業
とび・土工事業	しゅんせつ工事業	造園工事業
石工事業	板金工事業	さく井工事業
屋根工事業	ガラス工事業	建具工事業
電気工事業	塗装工事業	水道施設工事業
管工事業	防水工事業	消防施設工事業
		清掃施設工事業

解体工事業を新設する背景

- ・重大な公衆災害発生
- ・環境等の視点
- ・建築物等の老朽化 など

## ○施行日

公布日（平成26年6月4日）から**2年**以内で政令で定める日

→平成28年6月1日

（以後、原則、解体工事業を営むに際し解体工事業の許可が必要）

## ○経過措置

①施行日時点でとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き**3年間**（**平成31年5月まで**）は解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能。

（平成31年6月1日以降は、解体工事業の許可が必要）

②施行日前のとび・土工工事業に係る経営業務管理責任者としての経験は、解体工事業に係る経営業務管理責任者の経験とみなす。

# 解体工事の内容、例示、区分の考え方について

建設工事の種類 (建設業法別表 第一の上欄)	建設工事の内容 (昭和47年3月8日建設省告 示第350号)	建設工事の例示 (平成15年4月3日 建設業許可事務 ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (平成14年4月3日建設業許可事務ガイドライン)
とび・土工・コン クリート工事	イ)足場の組立て、機械器具 ・建設資材等の重量物の運 搬配置、鉄骨等の組立て、 <u>工 作物の解体</u> ※等を行う工事  ロ)～ハ) (略)	イ)とび工事、ひき 工事、足場等仮設 工事、重量物の揚 重運搬配置工事、 鉄骨組立て工事、 コンクリートブロッ ク据付け工事、 <u>工 作物解体工事</u> ※  ロ)～ハ) (略)	(略)
<u>解体工事</u> ※	<u>工作物の解体を行う工事</u> ※	<u>工作物解体工事</u> ※	● <u>それぞれの専門工事において建設される目的物に ついて、そのみを解体する工事は各専門工事に 該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木 工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木 一式工事や建築一式工事に該当する。*</u>

※ 平成28年6月1日から施行。

## 2. 技術者要件について

---



解体工事の適正な施工を確保するため、解体工事に配置される技術者に求められる技術及び知識について検討を行うことを目的として設置。

## <委員>

- |        |                |
|--------|----------------|
| 朝吹香菜子  | 国土舘大学理工学部准教授   |
| 笠井 哲朗  | 東海大学工学部教授      |
| ◎嘉納 成男 | 早稲田大学理工学術院教授   |
| 角田 誠   | 首都大学東京都市環境学部教授 |
| 湯浅 昇   | 日本大学生産工学部教授    |
|        | ◎座長 (五十音順、敬称略) |

## <開催経緯>

- ・平成26年8月～平成27年3月(計6回開催)
- ・平成27年6月3日 中間とりまとめ公表
- ・平成27年6月4日～7月6日 中間とりまとめパブリックコメント



## <とりまとめ(平成27年9月16日)>

### ◆新たな解体工事の技術者資格

#### 【監理技術者の資格等】

- ・1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士、技術士(建設部門又は総合技術監理部門(建設))、実務経験<sup>※1</sup>のいずれかの資格等を有する者

#### 【主任技術者の資格等】

- ・監理技術者の資格のいずれか
- ・2級土木施工管理技士(土木)、2級建築施工管理技士(建築又は躯体)、とび技能士(1級又は2級)、建設リサイクル法の登録試験である解体工事施工技士、実務経験<sup>※2</sup>のいずれかの資格等を有する者

※1 主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の解体工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者

※2 解体工事に関し大卒(指定学科)3年以上、高卒(指定学科)5年以上、その他10年以上の実務経験を有する者

※3 土木施工管理技士、建築施工管理技士、技術士における既存資格者については解体工事の実務経験や関連講習の受講など施工能力の確認が必要

※4 とび技能士(2級)については、合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験が必要



## ● 監理技術者の資格等

次のいずれかの資格等を有する者

- ・1級土木施工管理技士※1
- ・1級建築施工管理技士※1
- ・技術士(建設部門又は総合技術監理部門(建設))※2
- ・主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の解体工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者

## ● 主任技術者の資格等

次のいずれかの資格等を有する者

- ・監理技術者の資格のいずれか
- ・2級土木施工管理技士(土木)※1
- ・2級建築施工管理技士(建築又は躯体)※1
- ・とび技能士(1級)
- ・とび技能士(2級)合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者
- ・登録解体工事試験
- ・大卒(指定学科)3年以上、高卒(指定学科)5年以上、その他10年以上の実務経験
- ・土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
- ・建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
- ・とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者

※1 平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

※2 当面の間、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

## ●主任技術者の資格等(追加)

- ・とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し八年を超える実務の経験を有する者

## ○技術者要件に関する経過措置

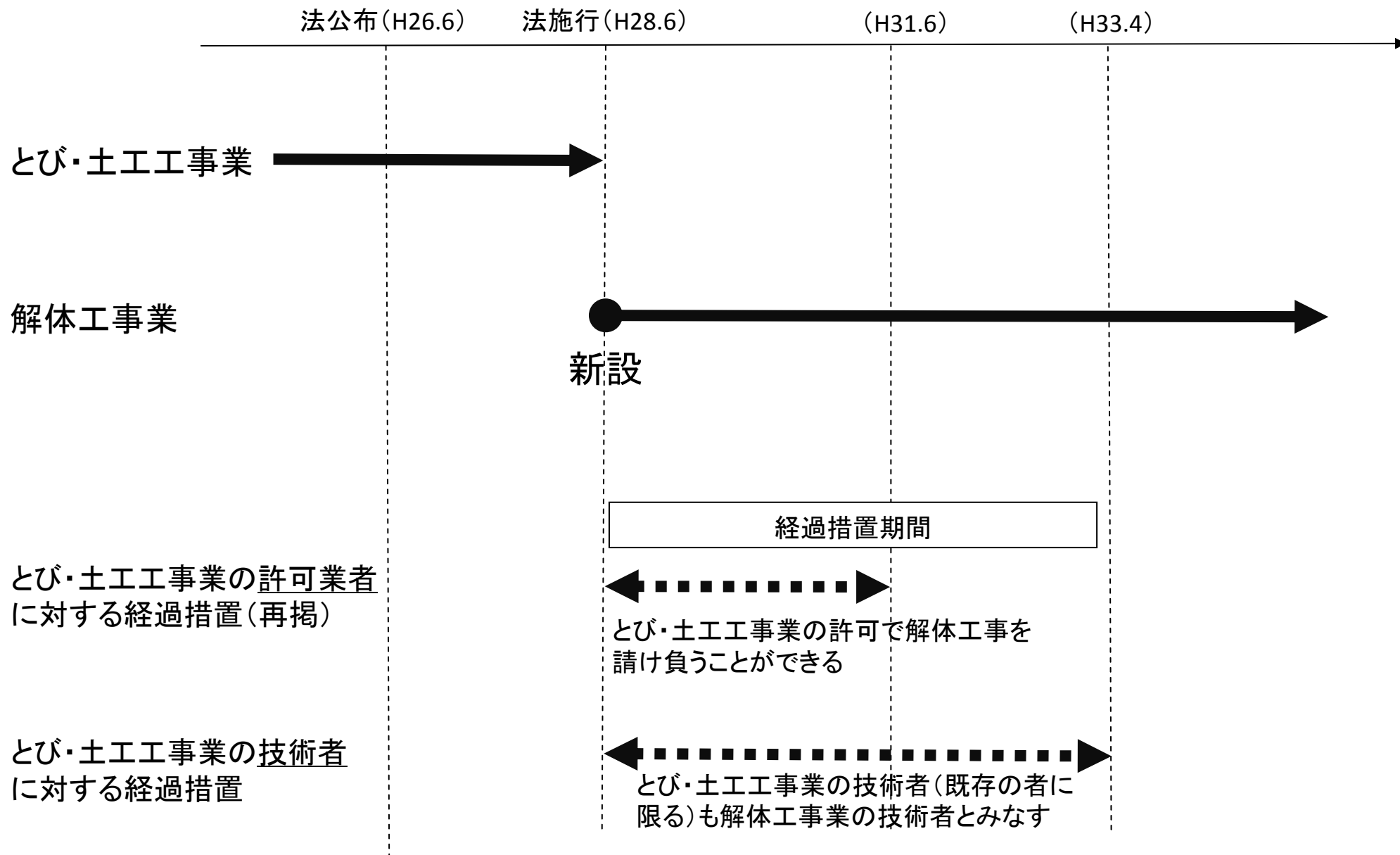
平成33年3月31日までの間は、とび・土工工事業の技術者（既存の者に限る。）も解体工事業の技術者とみなす。

(例1) 平成27年度までに合格した1級建築施工管理技士の場合

平成33年3月31日まで	平成33年4月1日以降
解体工事業の技術者と <u>みなす</u>	解体工事業の技術者ではない →解体工事に関し1年以上の実務経験を有している又は登録解体工事講習を受講していれば、解体工事業の技術者となる

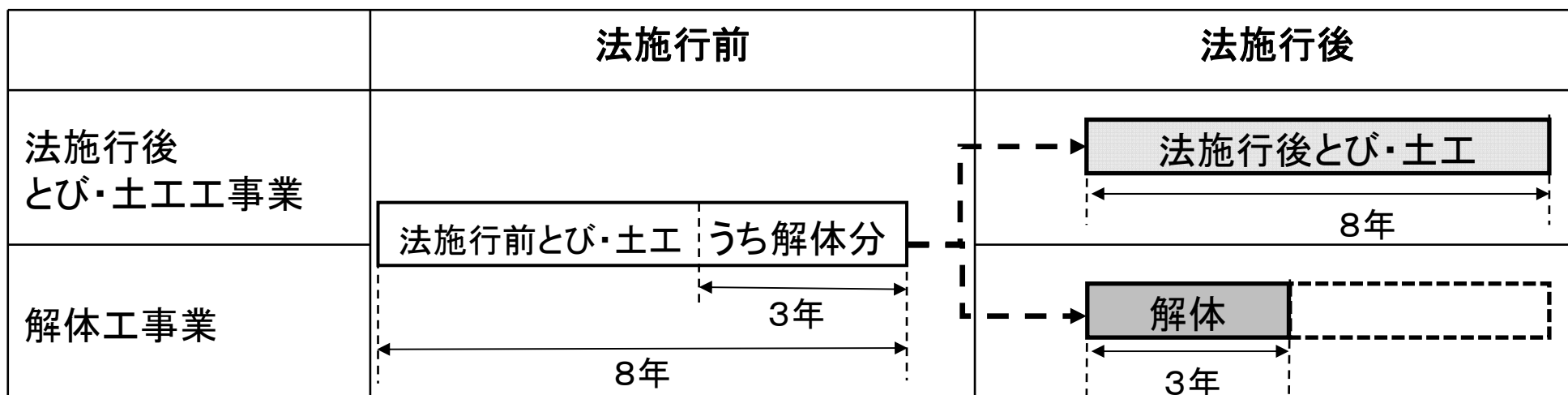
(例2) 平成27年度までに合格した2級土木施工管理技士(薬液注入)の場合

平成33年3月31日まで	平成33年4月1日以降
解体工事業の技術者と <u>みなす</u>	解体工事業の技術者ではない



- ◆新とび・土工工事の実務経験年数は、旧とび・土工工事の全ての実務経験年数とする。
- ◆解体工事の実務経験年数は、旧とび・土工工事の実務経験年数のうち解体工事に係る実務経験年数※とする。

## 法施行前、法施行後の実務経験の算出例



※解体工事の実務経験年数の算出については、請負契約書で工期を確認し、解体工事の実務経験年数とする。その際、1つの契約書で解体工事以外の工事もあわせて請け負っているものについては、当該契約の工期を解体工事の実務経験年数とする。

(注意)実務経験のみで技術者となる場合は、技術者要件を満たす実務経験年数が必要。

## 登録解体工事講習の内容

科目	内容
解体工事の関係法令に関する科目	廃棄物処理法、建設リサイクル法、その他関係法令に関する事項
解体工事の工法に関する科目	木造、鉄筋コンクリート造その他の構造に応じた解体工事の施工方法に関する事項
解体工事の実務に関する科目	解体工事の作業の特性等の実務に関する事項
合計時間	3.5時間以上

## 登録解体工事講習修了証の様式

登録解体工事講習修了証	
(修了証番号 第      号)	
氏 名	
(生年月日      年      月      日)	
この者は、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年国土交通省令第      号）附則第二条第一項又は附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第七条の三第二号の表解体工事業の項第一号又は第二号の登録を受けた講習を終了した者であることを証します。	
修了年月日	年      月      日
登録講習実施機関代表者      印	
(登録番号 第      号)	

※平成28年6月1日より登録講習申請開始、  
 登録後順次、官報公告を行う。

# 3. 経営事項審査について

---



# 解体工事業追加に係る経営事項審査制度の改正について

- これまで「とび・土工工事業」として行われてきた解体工事について、建設業の許可に係る業種区分として、新たに「**解体工事業**」が設けられた（平成26年6月公布、平成28年6月施行予定の建設業法改正）

※ なお、経過措置により、施行日（平成28年6月を予定）時点までとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き**3年間は解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能**

## 経営事項審査（許可業種ごとに審査）

- **「解体工事業」に係る経営事項審査**を新設
- 改正法の経過措置に合わせ、経営事項審査でも下記の経過措置を設ける

◆経営事項審査において、許可業種ごとに異なる数値を記載するのは以下の赤字の審査項目◆

$$\text{総合評定値(P)} = 0.25 \overset{\text{完成工事高}}{\mathbf{X_1}} + 0.15 \overset{\text{自己資本比率等}}{\mathbf{X_2}} + 0.20 \overset{\text{経営状況}}{\mathbf{Y}} + 0.25 \overset{\text{技術力}}{\mathbf{Z}} + 0.15 \overset{\text{その他審査項目（社会性等）}}{\mathbf{W}}$$

解体工事業の  
審査では

① **解体工事の完成工事高** について申請

② **解体工事の元請完成工事高**

③ **解体工事の技術職員数**

について申請

※経営事項審査の経過措置（平成28年6月から3年間）

○ 改正法施行後の許可区分における「とび・土工工事業」・「解体工事業」の総合評定値に加え、「改正法施行以前の許可区分によるとび・土工工事業」の総合評定値も算出し、通知を行う

○ 「とび・土工工事業」及び「解体工事業」の技術職員については、双方を申請しても1の業種とみなす（通常、技術職員1人につき申請できる建設業の種類は2であるところ、当該ケースに限り3となることを認める）

# 解体工事業の新設に伴う経営事項審査の改正について

## 現行

経営事項審査では、**完成工事高 (X1)** 及び**技術力 (Z)**を**許可業種別に審査し**、業種別の総合評定値 (P) を通知

**28業種 (現在)**  
それぞれに関して、**総合評定値(P)**を算出の上、通知

建設工事の種類	総合評定値 (P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数					評点 (Z)	
		年平均	評点 (X1)	元請完成工事高	技術職員数	基幹	二級	その他		
土木一式	833	100,000	711	100,000	4	2	0	1	0	793
プレストレストコンクリート構造物										
建築一式										
大工										
左										
とび・土工・コンクリート	801	100,000	711	70,000	1	1	0	1	2	665
法面処理										
石										
屋根										
電気										
管										
タイル・れんが・ブロック										
鋼										
鋼橋上部										
鉄筋										
ほ										
しゅんせつ										
板金										
ガラス										
塗装										
防水										
内装仕上										
機械器具設置										
熱										
電気通信										
造園										
き										
建具										
水道施設										
消防施設										
清掃施設										
解体	764	30,000	602	0	2	1	0	3	3	625
とび・土工・コンクリート解体 (経過措置)	840	130,000	728	70,000	4	2	0	2	2	804
その他										
合計		230,000		170,000	4	2	0	4	2	

<総合評定値通知書のイメージ (抜粋) >

## 解体業の追加

## 法施行後

## 解体工事業に係る経営事項審査を新設

全 29 業種へ

建設工事の種類	総合評定値 (P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数					評点 (Z)	
		年平均	評点 (X1)	元請完成工事高	技術職員数	基幹	二級	その他		
土木一式	833	100,000	711	100,000	4	2	0	1	0	793
プレストレストコンクリート構造物										
建築一式										
大工										
左										
とび・土工・コンクリート	801	100,000	711	70,000	1	1	0	1	2	665
法面処理										
石										
屋根										
電気										
管										
タイル・れんが・ブロック										
鋼										
鋼橋上部										
鉄筋										
ほ										
しゅんせつ										
板金										
ガラス										
塗装										
防水										
内装仕上										
機械器具設置										
熱										
電気通信										
造園										
き										
建具										
水道施設										
消防施設										
清掃施設										
解体	764	30,000	602	0	2	1	0	3	3	625
とび・土工・コンクリート解体 (経過措置)	840	130,000	728	70,000	4	2	0	2	2	804
その他										
合計		230,000		170,000	4	2	0	4	2	

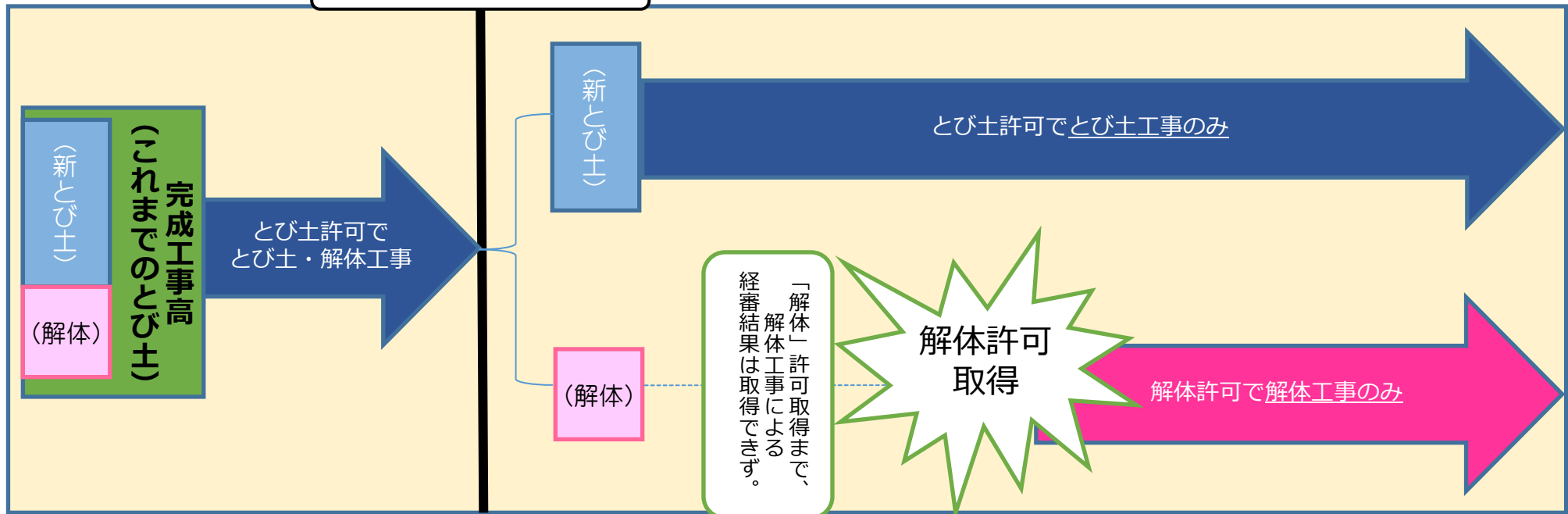
解体工事業の経営事項審査を申請する者は、

- ① 完成工事高 X1
- ② 元請完成工事高 Z
- ③ 技術職員数 Z

について申請し、各許可行政庁が総合評点値 (P) の通知を行う

※ 改正法の経過措置を受け、経営事項審査においても、施行日時点でとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者について、経過措置期間中は従来の「とび・土工工事業」の枠組みでの総合評定値の通知を受けられることとする措置を行う (平成28年6月1日から3年間)

## H28.6.1 「解体工事業」施行



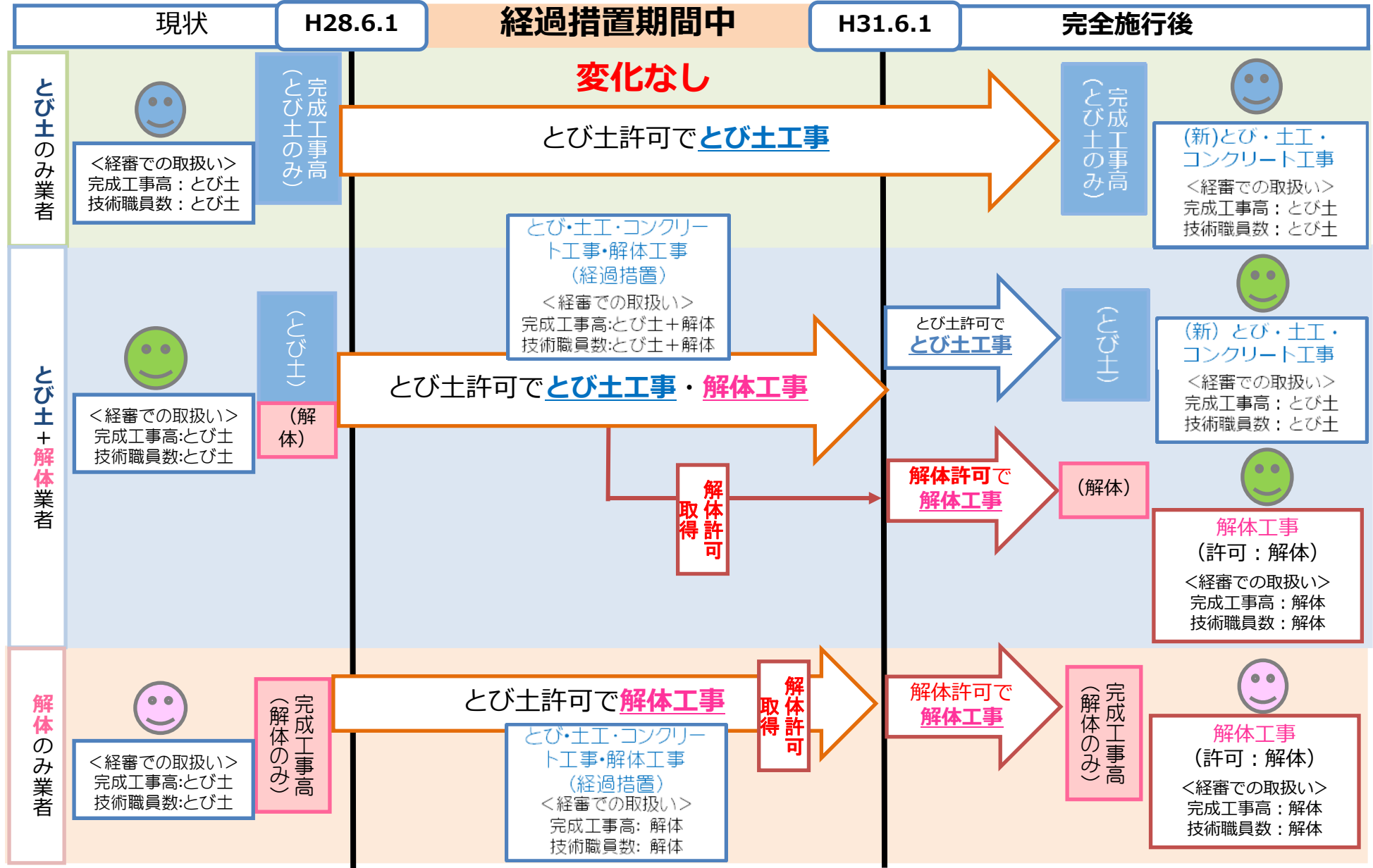
<p>「解体工事業」施行前                  &lt;経審での取扱い(例)&gt;                  完成工事高：旧とび土(1300万円)                  技術職員数：旧とび土(809点)</p>	<p>「解体工事業」施行後                  &lt;経審での取扱い(例)&gt;                  完成工事高：新とび土(1000万円) <b>減少</b>                  技術職員数：新とび土(795点) <b>減少</b></p>
<p>想定される主な変化</p>	

**【完成工事高について】**  
 これまで、「とび・土工・コンクリート」に含まれていた「解体」の完成工事高を抜き出し  
 ⇒「とび土・土工・コンクリート」の完成工事高が減少

**【技術職員数について】**  
 技術職員としてカウントできるのは1名につき2業種までなので、「とび土」の技術職員としてカウントしていた職員のうち、一部を「解体」の技術職員として抜き出す必要がある。  
 ⇒「とび土・土工・コンクリート」の技術職員数が減少

**解体工事業追加に伴い、経審結果(P値)に変動が生じる可能性**

# 解体工事業の施行に伴う経営事項審査の取扱いについて(経過措置)



# 経審結果・申請事務の変更点(①完成工事高について)

○様式第二十五号の十二（結果通知書イメージ）

H28.6.1

## 経過措置期間中

H31.6.1

## 完全施行後

許可区分	建設工事の種類	総合評定値(P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数						評点(Z)
			年平均	評点(X)	元請完成工事高年平均	一級	技術職員数(講習受講)	基幹	二級	その他	
土	木一式	833	100,000	711	100,000	4	2	0	1	0	793
	プレストレストコンクリート構造物										
	建築一式										
	大工										
	左官										
	とび・土工・コンクリート	801	100,000	711	70,000	1	1	0	1	2	665
	法面処理										
	石										
	屋根										
	電気										
	管										
	タイル・れんが・ブロック										
	鋼構造物										
	鋼橋上部										
	鉄筋										
	ほゆんせつ										
	板金										
	ガラス										
	塗装										
	防水										
	内装仕上										
	機械器具設置										
	熱絶縁										
	電気通信										
	造園										
	さく井										
	水道施設										
	消防施設										
	清掃施設										
	解体	764	30,000	602	0	2	1	0	3	3	625
	とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)	840	130,000	728	70,000	4	2	0	2	2	804
	その他										
	合計		230,000		170,000	4	2	0	4	2	

許可区分	建設工事の種類	総合評定値(P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数						評点(Z)
			年平均	評点(X)	元請完成工事高年平均	一級	技術職員数(講習受講)	基幹	二級	その他	
土	木一式	833	100,000	711	100,000	4	2	0	1	0	793
	プレストレストコンクリート構造物										
	建築一式										
	大工										
	左官										
	とび・土工・コンクリート	801	100,000	711	70,000	1	1	0	1	2	665
	法面処理										
	石										
	屋根										
	電気										
	管										
	タイル・れんが・ブロック										
	鋼構造物										
	鋼橋上部										
	鉄筋										
	ほゆんせつ										
	板金										
	ガラス										
	塗装										
	防水										
	内装仕上										
	機械器具設置										
	熱絶縁										
	電気通信										
	造園										
	さく井										
	水道施設										
	消防施設										
	清掃施設										
	解体	764	30,000	602	0	2	1	0	3	3	625
	とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)	840	130,000	728	70,000	4	2	0	2	2	804
	その他										
	合計		230,000		170,000	4	2	0	4	2	

### 【完成工事高の評価について】

○経過措置期間中の「工事種別完成工事高」は、  
**①とび土のみ・②解体のみ** に加え、 解体許可の有無に関係無く  
 必ず**③とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)** についても記入。

それぞれ① ⇒ とび・土工・コンクリート  
 ② ⇒ 解体  
 ③ ⇒ とび・土工・コンクリート・解体(経過措置) } に反映。

○完全施行後は、

**「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」の欄を削除。**

⇒ **「とび・土工・コンクリート」・「解体」の項目は残存する**  
 ので、再申請の必要無し。既存通知書記載の完成工事高をそのまま  
 使用(それぞれのP値も変わらず)。

**経過措置期間中に限り、③とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)を使用し、  
 これまでの「とび・土工・コンクリート」と変わらない経審結果を算出可能**

## 経審結果・申請事務の変更点(②-1:技術職員点数について)

- 建設業許可における営業所専任技術者や現場の主任技術者・監理技術者になり得る技術者を評価
  - 評点は、客観的に判断される能力区分に応じて、6点～1点を配分
- 現行は、**1人の職員について技術職員として申請できる建設業の種類数は2まで**としている。

評点	技術者区分	
6点	1級監理受講者	技術者を対象とする国家資格の1級又は技術士法に基づく資格を有し、かつ監理技術者資格者証の交付を受けている者
5点	1級技術者	技術者を対象とする国家資格の1級を有する者（上記を除く） 技術士法に基づく資格を有する者（上記を除く）
3点	基幹技能者	登録基幹技能者講習の修了者
2点	2級技術者	技術者を対象とする国家資格の2級を有する者 技能者を対象とする国家資格の1級を有する者
1点	その他技術者	技能者を対象とする国家資格の2級+実務経験を有する者 実務経験による主任技術者

### 【解体工事業における技術職員の資格区分及び点数】

※ 赤字は経過措置期間終了後、経営事項審査上、解体工事業の技術職員としての加対象から外れる資格

資格区分			加対象業種と点数 (5点の資格については、監理技術者資格証の交付を受けた場合6点となる)																													
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
建設業法	技術検定	1級建設機械施工技士	5				5						5																		5	
		2級建設機械施工技士 (第1種～第6種)					2																								2	
		1級土木施工管理技士	5				5	5				5		5	5		5											5			5	
		2級土木施工管理技士					2	2							2													2			2	
		1級建築施工管理技士		5	5	5	5	5	5			5	5	5			5	5	5	5	5		5				5				5	
		2級建築施工管理技士		2			2						2	2																	2	
民間資格		地すべり防止工事(実務1年)																							1					1		
		解体工事																												2		
技術士法	技術士	建設・総合技術監理(建設)	5				5			5				5	5										5					5		
		建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)	5				5			5				5	5										5					5		
		農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	5				5																								5	
		水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	5				5									5															5	
		森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	5				5																			5					5	
職業能力開発促進法	技能検定	とび・とび工(1級)					2																							2		
		とび・とび工(2級+実務3年)					1																								1	
		型枠施工(1級)				2																									2	
		型枠施工(2級+実務3年)				1																										1
		コンクリート圧送施工(1級)																													2	
		コンクリート圧送施工(2級+実務3年)																													1	
		ウェルポイント施工(1級)																													2	
		ウェルポイント施工(2級+実務3年)																														1

経過措置期間中に限り、1人の職員について、**とび・土工工事業及び解体工事業に加え、その他1業種の合計3まで**技術職員として申請できることとする。



# 経審結果・申請事務の変更点(②-2技術職員について)

- 【目的】**
- 解体業導入に伴う技術職員の振り分けにより、経審点数が低下することを避ける
  - 同時に完全施工後の正常な経審点数を事前に把握する

**【対応】** :経過措置期間中に限り、当該業種を「とび土・解体(経過措置)」技術職員にも計上し、一部ケースにおいては一人あたり登録数上限を3とする。

技術職員名簿(青字は経過措置後、計上できなくなるもの)			土	と	解	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
A	1級土木施工管理技士〔監理技術者講習受講〕	6	6	6	01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業	
B	1級土木施工管理技士	5	5	5	05	とび・土工工事業	~	~	~	~	
C	1級建設機械施工技士〔監理技術者講習受講〕	6	6	6		~	~	~	~	~	
D	1級建設機械施工技士(解体実務経験あり)	5	5	5		~	~	~	~	~	
E	2級建設機械施工技士(解体実務経験あり)	2	2	2	09	管工事業	19	内装仕上項事業	29	解体工事業	
F	とび技能士(1級)	-	2	2							
G	2級土木施工(薬液注入)	-	2	2	10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業	99	とび・土工工事業 ・解体工事業 (経過措置)	
H	解体工事施工技士	-	-	2							
I	旧「とび土」実務経験(解体実務経験あり)	-	1	1							
J	旧「とび土」実務経験(解体実務経験なし)	-	1	-							

技術者コード05,29の経過措置欄反映に加え、経過措置期間限定コード99「とび・土工工事業・解体工事業(経過措置)」を設定。

- 経過措置期間中の経審申請においては、「解体工事」の技術職員資格であり、かつ「とび・土工・コンクリート工事」でも評価対象となりうる資格(上記のA,B,D,E,F,G,I等)については、「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」にも重複計上される。

### 【技術職員名簿への記載方法】

(例)

土木・とび土・解体として評価される資格を保有する者(B:1級土木施工管理技士)について、想定される登録方法は以下の通り。

登録方式	コード	コード
①「土木一式」「とび土」として登録。経過措置期間中は「とび土・解体(経過措置)」にも重複カウントされる。	01	05
②「土木一式」「解体」として登録。経過措置期間中は「とび土・解体(経過措置)」にも重複カウントされる。	01	29
③「土木一式」「とび土」「解体」として登録。経過措置期間中は「とび土・解体(経過措置)」にも重複カウントされる。	01	99
④「とび土」「解体」として登録。経過措置期間中は「とび土・解体(経過措置)」にも重複カウントされる。	05	29

### 【経過措置期間中】

③の場合に限り、1名あたりの業種登録が3となることを認める

	技術者点数			
	土木	とび土	とび土・解体(経過措置)	解体
①	5	5	5	
②	5		5	5
③	5	5	5	5
④		5	5	5

### 【完全施行後】

完全施工後に経営事項審査を取り直す場合、「99」のコードは使用できず、1名あたりの業種登録は通常通り2まで

	技術者点数			
	土木	とび土	とび土・解体(経過措置)	解体
①	5	5		
②	5			5
③		5		5
④		5		5



# 4.技術検定の受検資格緩和について (施行:平成28年4月1日)

---

# 2級技術検定(施工管理技士試験)学科試験の早期受験

○全ての受検者に対し2級学科試験の受験に実務経験を不要とし、早期受験が可能

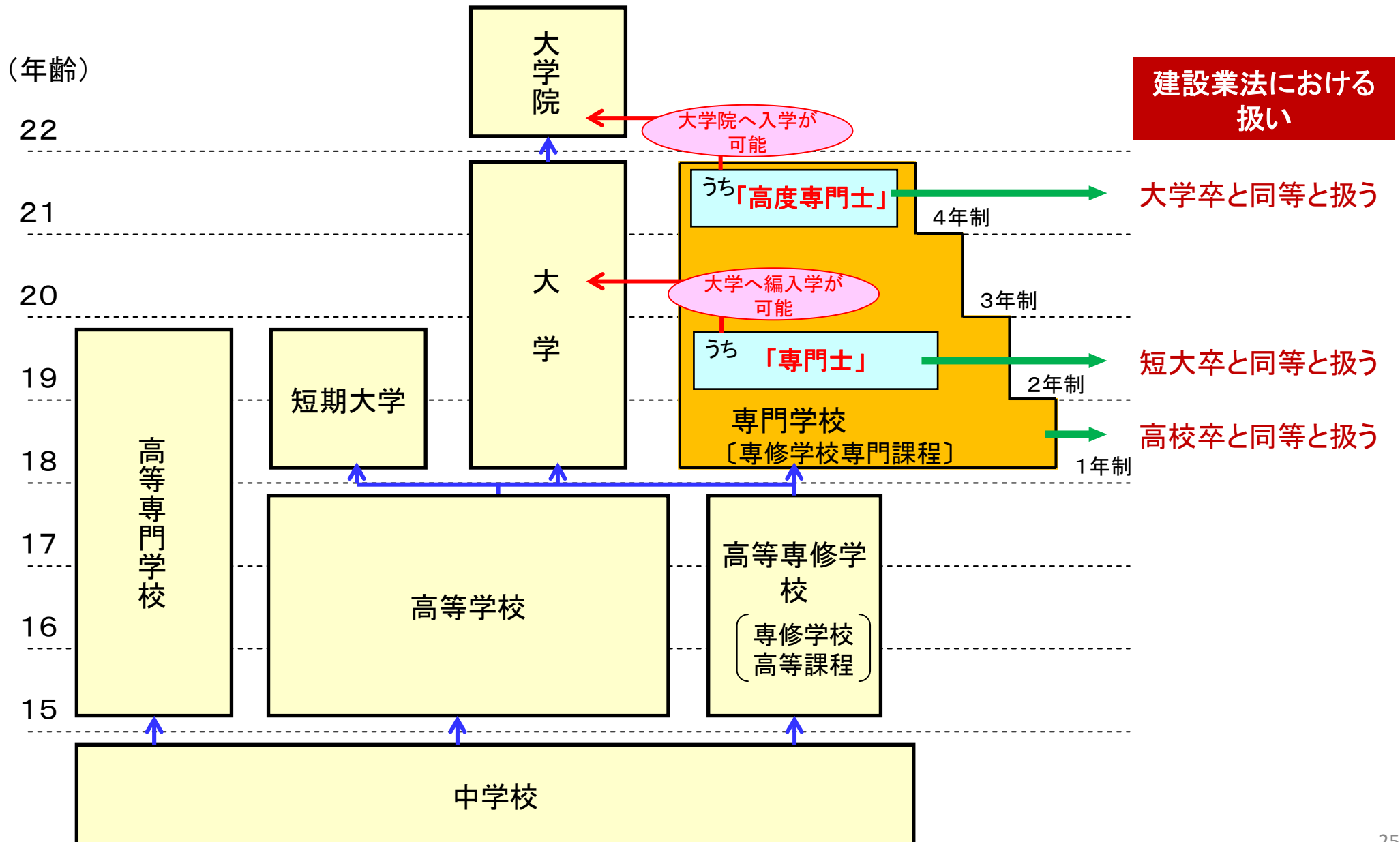


# 5. 専門学校の取扱い

## (施行:平成28年4月1日)

---

# 専門学校の取扱い(主任技術者の資格要件、受検資格)



## 6. 資格者証と講習修了証の統合について (施行:平成28年6月1日)

---

- 元請業者が工事現場に専任で配置する監理技術者は、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で「**監理技術者資格者証**」の交付を受けており、かつ**監理技術者講習**を受けている者の中から選任しなければならない。(建設業法第26条第4項)
- 選任された監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行われた講習を受講していなければならない。

現行の監理技術者資格者証(左)と監理技術者講習修了証(右)

氏名	年 月 日 生 本籍			
住所				
写 真	初回交付	年 月 日	交付	年 月 日
	交付番号	第		号
	監 理 技 術 者 資 格 者 証			
平成 年 月 日 まで有効				
国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者				
所属建設業者	許可番号			
有する資格				
建設業の種類	土建大左と石屋電管夕鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通開井且水消			
有・無				

(表面)

(裏面)

備考	

監 理 技 術 者 講 習 修 了 証	
修了証番号 第 号	
写 真	本籍 氏名
	(生年月日 年 月 日)
	この者は、建設業法第26条第4項の国土交通大臣の登録を受けた講習の課程を修了した者であることを証します。
修了年月日	年 月 日
登録講習実施機関代表者	印
(登録番号 第 号)	

(裏面)

### 注意事項

- 1 建設業法第26条第4項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行われた講習を受講していなければならない。
- 2 建設業法第26条第4項に規定する発注者から本証の提示を求められることがある。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

改善後の監理技術者資格者証

氏名	年 月 日 生 本籍			
住所				
写 真	初回交付	年 月 日	交付	年 月 日
	交付番号	第		号
	監 理 技 術 者 資 格 者 証			
平成 年 月 日 まで有効				
国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者				
所属建設業者	許可番号			
有する資格				
建設業の種類	土建大左と石屋電管夕鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通開井且水消			
有・無				

(表面)

(裏面)

監理技術者講習修了履歴	修了証番号:第	号	修了年月日:	
	氏名:		生年月日:	
	講習実施機関名:			印
資格者証備考				

統合

※講習修了者がラベルを貼る又はCEで修了情報を確認出来た場合は印字